社債等振替制度に係る手数料に関する規則

制定 平成 20 年 12 月 8 日 改正 平成 21 年 3 月 31 日 改正 平成 21 年 9 月 24 日 改正 平成 22 年 6 月 24 日 改正 平成 24 年 7 月 13 日 改正 平成 25 年 1 月 8 日 改正 平成 25 年 10 月 31 日 改正 平成 26 年 6 月 1 日 改正 平成 27 年 9 月 9 日 改正 平成 27 年 9 月 9 日 改正 令和 3 年 2 月 26 日 改正 令和 6 年 7 月 31 日

(目的)

第1条 この規則は、社債等に関する業務規程(以下「規程」という。)第59条 の規定に基づき、発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者、間接口座管理機関並びに規程第70条に規定する利害関係人(以下「徴収対象者」という。)が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において、規程又は社債等に関する業務規程施行規則の用語と 同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(手数料)

第3条 徴収対象者は、別表に定める手数料(別表に定める手数料項目ごとに算出された金額の合計額をいう。)を機構が別に定めるところにより、機構に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

(納入時期)

- 第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金

決済会社、受託会社、機構加入者並びに間接口座管理機関 当月分について翌月の最終営業日まで

(2) 規程第70条に規定する利害関係人機構が別に指定する日まで

(遅延損害金)

第5条 機構は、徴収対象者が前条に規定する納入時期までに手数料を納入しなかった場合には、未納入金額100円につき1日4銭の割合による遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

附則

この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日通知)

この改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成21年9月24日通知)

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。

附 則(平成22年6月24日通知)

この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年7月13日通知)

この改正規定は、平成24年7月13日から施行する。

附 則(平成25年1月8日通知)

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

附 則 (平成 25 年 10 月 31 日通知)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により社債等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

附 則(平成26年6月1日通知)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の社債等振替制度に係る手数料に関する規則は平成 26 年 7 月分の手数料の算出から適用し、同年 6 月以前分の手数料の算出については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月9日通知)

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和3年2月26日通知)

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月15日通知)

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

附 則(令和6年7月31日通知)

この改正規定は、令和6年9月24日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

I. 短期社債等

1 制度参加

1.制度参加			
手数料項目	徵収対象者	内 容	徵収料率
口座開設金及び	機構加入者	口座開設及びシステム	(1) 新たに機構加入者となる場合 20 万円
システム接続準		接続開始に係る処理	ただし、同一の口座名称の区分口座を2口座以上開設する場合の口座開設金及び
備手数料			システム接続準備手数料については、当該2口座以上の部分の各々につき(2)の料
			率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とする。
			(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合を除く。)
			1 口座につき 5 万円
			ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステ
			ム接続準備手数料については、開設する区分口座1口座につき5万円で計算した金
			額から5万円を控除した金額とする。
システム接続準	発行者	発行者登録に係る処理	5 万円
備手数料	発行代理人又は支払代理人としての指定を受	システム接続開始に係	5 万円
	けた者	る処理	
	ただし、発行代理人又は支払代理人として既		
	に指定を受けている者を除く。		
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を	継続的な端末接続によ	各ユーザIDに紐付く権限(参加形態)の数の 1社につき 月額1万円
	除く。)	るシステム資源利用	合計が1以上5以下の部分
			各ユーザIDに紐付く権限(参加形態)の数の 1権限につき 月額1千円
			合計が5超の部分
間接口座管理機	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承	承認1件につき 5万円
関定額負担金		認処理	
2. 振替業務			
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘	引受ごとの引受金額(銘柄ごと)について (年換算)
(総発行残高管		柄情報管理及び残高管	1 円につき
理手数料)		理	万分の 0.19 円
			上記の年換算の徴収料率を適用した額に発行期間(発行日を含み、償還日を除
			く。) を乗じて 365 で除した額を月額とする。
			ただし、上記の月額が 10 万円を超える場合には、10 万円とする。
振替手数料	新規記録に係る発行者及び買方機構加入者	振替口座簿の記録内容	DVP決済の場合1件につき100円
		の増額処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入	振替口座簿の記録内容	DVP決済の場合 1件につき 100円
	者	の異動処理	ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
			非DVP決済の場合 1件につき 50円
			ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
	抹消に係る発行者及び抹消申請機構加入者	振替口座簿の記録内容	DVP決済の場合 1件につき 100円
		の減額処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
			1

手数料項目	徴収対象者	内 容		徴収料率	
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口 座簿残高の減額処理		1件につ)き 50
口座残高管理手 数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中国	平均口座残高について	(年換) 1 円に~ 万分の 0.06
			上記の年換算の徴り た額を月額とする。	又料率を適用した額に当該月の暦日の日数	
3. その他サービス					
手数料項目	徴収対象者	内 容		徵収料率	
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付又は振替口	振替口座簿記録事項証	Target 保振サイトに	請求 1件につ	500
事項証明書交付 手数料	座簿記録事項に係る情報の提供を受けた機構 加入者	明書の作成・交付又は 振替口座簿記録事項に	よる提供の場合	ただし、CSV ファイルによる提供を 請求 1 件につき 500 円を加算する。	併せて行う場合に
		係る情報の提供	書面による交付の場合	証明書 1 通につただし、1 通の証明書に添付される ただし、1 通の証明書に添付される 超える場合には、500 円に当該帳票の 部分の1 枚につき 10 円を加算した金 また、送付1 件につき、1,000 円を	帳票の枚数が 10 枚 枚数が 10 枚を超; 額とする。
	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた利 害関係人	振替口座簿記録事項証 明書の作成・交付		証明書 1 通につ 計書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を打	っき 500 える場合には、500
社債等に関する 業務規程第 68 条 の2第1項に基づ く証明書交付手 数料	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に 基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規 程第68条の2第1項に 基づく証明書の作成・ 交付	に当該帳票の枚数が	1 通につき 引書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加 変付の場合、送付 1 件につき、420 円を加	加算した金額とす
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照 会を行った発行者、発行代理人、支払代理人 及び機構加入者	照会情報の作成・処理		1 件につ)き 100
ダウンロード手 数料		データのダウンロード 処理		1 件につ	つき 100
4.エラー処理			•		
手数料項目	徴収対象者	内 容		徴収料率	
決済未了処理手 数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と なった場合における当該銘柄の発行者及び 発行代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につ	き 50
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1 件につ	き 200

1 3/11 // 1		1 3 14			
決済未了処理手 発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と 数料 なった場合における当該銘柄の発行者及び 発行代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につき	50 円	
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と なった場合における当該決済に係る買方機	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1件につき	200 円
	構加入者		非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となっ た場合における当該決済に係る受方機構加 入者	決済未了時の処理		1件につき	200 円

手数料項目	徴収対象者	内 容		徴収料率	
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となっ た場合における当該銘柄の発行者及び支払		DVP決済の場合	1件につき	200 円
	代理人		非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機 構加入者		非DVP決済の場合	1 件につき	50 円

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における各ユーザ I Dに紐付く権限(参加形態)の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
 - 2. 発行者が発行代理人又は支払代理人を選任している場合、機構は新規記録手数料(総発行残高管理手数料)及び振替手数料を発行者の発行代理人又は支払代理人を通じて請求し、当該発行代理人又は支払代理人より納入を受けるものとする。
 - 3. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額の合計額を当該月の営業日数で除した額をいう。
 - 4. 振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類(内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(Target 保振サイトによる提供は1件)とする。

Ⅱ.一般債

1.制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座開設金及び	機構加入者	口座開設及びシステム	(1) 新たに機構加入者となる場合 20 万円
システム接続準		接続開始に係る処理	ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシ
備手数料			ステム接続準備手数料については、当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に
			準じて得られた金額を20万円に加算した金額とするものとし、この場合には、信
			託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び信託口(5)(以下「保有口
			における各信託口」という。) は同一の口座名称とみなして取り扱う。
			(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合を除く。)
			1組につき 5万円
			ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステ
			ム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき5万円で計算した金額
			から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託
			口は同一の口座名称とみなして取り扱う。
システム接続準	発行代理人及び支払代理人としての指定を	システム接続開始に係	5 万円
備手数料	受けた者	る処理	
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を	継続的な端末接続によ	各ユーザIDに紐付く権限(参加形態)の 1社につき 月額1万円
	除く。)	るシステム資源利用	数の合計が1以上5以下の部分
			各ユーザIDに紐付く権限(参加形態)の 1権限につき 月額1千円
			数の合計が5超の部分
間接口座管理機	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承	承認 1 件につき 5 万円
関定額負担金		認処理	
2. 振替業務		1	'

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料≅	率	
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘	銘柄ごとの発行総額について		
(総発行残高管		柄情報管理、残高管理			
理手数料)		及び支払代理人への元	(1) 1 億円以下の部分	1円につき	万分の
		利払情報の通知			0.95 円
			(2) 1億円超5億円以下の部分	(1)の料率の	80%
			(3) 5 億円超 10 億円以下の部分	(1)の料率の	60%
			(4) 10 億円超 50 億円以下の部分	(1)の料率の	40%
			(5) 50 億円超 100 億円以下の部分	(1)の料率の	20%
			(6) 100 億円超 500 億円以下の部分	(1)の料率の	10%
			(7) 500 億円超 1000 億円以下の部分	(1)の料率の	5%
			(8) 1000 億円超の部分	(1)の料率の	2.5%
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加	振替口座簿の記録内容	DVP決済の場合	1 件につき	100 円
	入者	の異動処理	ただし、同一機構加入者の区分口座間の振	替については、1 件につき	50 円とする。
			非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
			ただし、同一機構加入者の区分口座間の振	替については、1 件につき	25 円とする。
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口		1 件につき	50 円
		座簿残高の減額処理			
口座残高管理手	機構加入者	保有期間中の振替口座	機構加入者ごとの月中平均口座残高について		
数料		簿の管理			(年換算)

手数料項目	徴収対象者	内 容		徴収料率	3	
			(1) 5000 億円以下の部	分	1 円につき	万分の
						0.065 円
			(2) 5000 億円超1兆円	以下の部分	(1)の料率の	60%
			(3) 1 兆円超 5 兆円以下	の部分	(1)の料率の	40%
			(4) 5 兆円超 10 兆円以	下の部分	(1)の料率の	20%
			(5) 10 兆円超 20 兆円以	(下の部分	(1)の料率の	10%
			(6) 20 兆円超 30 兆円以	(下の部分	(1)の料率の	5%
			(7) 30 兆円超の部分		(1)の料率の	2.5%
			上記の年換算の徴収	又料率を適用した額に当	i該月の暦日の日数を乗じ	て 365 で除し
			た額を月額とする。			
			ただし、上記の金額	質が 10 万円に満たない	場合の月額は10万円とす	る。
3. その他サービス				ML L. List		
手数料項目	徴収対象者	内 容	m / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	徴収料率		500 F
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付又は振替	振替口座簿記録事項証	Target 保振サイトに	4 48) acres	請求 1件につき	500 円
事項証明書交付	口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた	明書の作成・交付又は	よる提供の場合		イルによる提供を併せて行	行り場合には、
手数料	機構加入者	振替口座簿記録事項に	キアレファイリック	請求1件につき500		500 F
		係る情報の提供	書面による交付の場	よより + VZ の = T	証明書 1通につき	500 円
			合		明書に添付される帳票の特徴が	
					00 円に当該帳票の枚数が	
					10円を加算した金額とする	
-	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証		また、医竹工件に	⊆つき、1,000 円を加算す♪ 証明書 1 通につき	<u>る。</u> 500 円
	旅省口座海記録事項証明書の交刊を受けた 利害関係人	振骨口座海記球争項証 明書の作成・交付	とおし 1字の計画	また沃はされて転声の		
	机古舆体八	明音の作成・文刊	•		枚数が 10 枚を超える場合 枚につき 10 円を加算した	
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確	元利金請求内容情報及			<u> 1通につき</u>	500円
情報及び決済予	認書の交付を受けた機構加入者及び支払代	び決済予定額情報確認	ただし、1 通の確認	図書に添付される帳票の	枚数が 10 枚を超える場合	
定額情報確認書	理人	書の作成・交付			枚につき 10 円を加算した	
交付手数料		,,,,,,,			こつき、420円を加算する。	
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報フ	元利金請求内容情報及	, , , , = , , ,		1ファイルにつき	500 円
情報及び決済予	ァイルの提供を受けた機構加入者及び支払	び決済予定額情報ファ				
定額情報ファイ	代理人	イルの作成・提供				
ル提供手数料						
社債等に関する	社債等に関する業務規程第68条の2第1項	社債等に関する業務規			1通につき	500 円
業務規程第 68 条	に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明]書に添付される帳票の	枚数が 10 枚を超える場合	合には、500円
の2第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が	10 枚を超える部分の 1	枚につき 10 円を加算した	金額とする。
く証明書交付手		交付	また、郵送によるタ	を付の場合、送付1件に	こつき、420 円を加算する。	
数料						
情報照会料	ロ座処理明細画面の情報照会を行った発行 代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理			1件につき	100 円
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座処理明細デ	データのダウンロード			1件につき	100 円
数料	ータ又は申請進捗管理データのダウンロー	処理				
	ドを行った発行代理人、支払代理人及び機構					
	加入者					
	統合Web端末を利用してすべての機構関	ファイルのダウンロー			1件につき	2 千円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徵収料率
	与銘柄に係る銘柄情報提供ファイルのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及		
	び機構加入者		

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容		徴収料率	
決済未了処理手 数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と なった場合における当該銘柄の発行者の発 行代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と なった場合における当該決済に係る買方機	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1 件につき	200 円
	構加入者		非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となっ た場合における当該決済に係る受方機構加 入者	決済未了時の処理		1 件につき	200 円
	7 7 7	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1 件につき	200 円
理人	理人		非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機 構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につき	50 円

- (注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいい、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座をいう。また、組数は、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設するとき又はその一方の口座を開設するとき(他方の口座が開設済みであるときを除く。)に、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座を開設するときに、組の開設があったものとして計算する。
 - 2. 端末接続料については、当該月の各営業日における各ユーザ I Dに紐付く権限(参加形態)の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
 - 3. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、新規記録手数料(総発行残高管理手数料)の算出に用いる発行総額は、払込日の属する月の前月の15日(当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日)現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場)により円に換算した金額とする。
 - 4. 特例一般債については新規記録手数料(総発行残高管理手数料)を納入することを要しない。
 - 5. 新規記録手数料(総発行残高管理手数料)の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
 - 6. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額(定時償還銘柄である場合には実 質金額)の合計額を当該月の営業日数で除した額をいう。この場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額(定時償還銘柄であ る場合には実質金額)に80%を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
 - 7. 口座残高管理手数料については、表の徴収料率中のただし書きの適用により月額が10万円とされる機構加入者が当該月に口座を開設又は廃止した者である場合には、10万円に口座を開設していた営業日数を乗じ、当該月の営業日数で除した額とする。
 - 8. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、各前月の15日(当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日)現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場)により円に換算した金額とする。
 - 9. 振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類(内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(Target 保振サイトによる提供は1件)とする。

Ⅲ. 短期社債等·一般債共通

手数料項目	徵収対象者	内 容	挡	数収料率	
システム接続準	資金決済会社としての登録を受けた者(社債	システム接続開始に係			5 万円
備手数料	等に関する業務規程施行規則第2条第1項各	る処理			
	号に規定する方法により情報の授受を行う				
	場合に限る。)				
	ただし、既に発行者、発行代理人、支払				
	代理人又は機構加入者として社債等に関				
	する業務規程施行規則第 2 条第 1 項各号				
	に規定する方法により情報の授受を行う				
	ための手続を行っている場合を除く。				
端末接続料	統合Web端末を利用する資金決済会社	継続的な端末接続によ	資金決済情報照会権限を有するユーザ	1 社につき	月額1万円
		るシステム資源利用	ID数が1以上5以下の部分		
			資金決済情報照会権限を有するユーザ	1ユーザIDにつき	月額1千円
			ID数が5超の部分		
資金決済情報配	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1	継続的な資金決済情報			月額1万円
信手数料	項各号に規定する方法により情報の授受を	の配信処理			
	行う資金決済会社				

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における資金決済情報照会権限を有するユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
 - 2. 資金決済情報配信手数料については、表の徴収料率に定める金額に当該月の利用営業日数(資金決済情報の配信を受ける日数をいう。)を乗じて、当該月の営業日数で除した額とする。

IV. 投資信託受益権

1.制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
口座開設金及び	機構加入者	口座開設及びシステム	(1) 新たに機構加入者となる場合 20 万円		
システム接続準		接続開始に係る処理	ただし、同一の口座名称の区分口座を2口座以上開設する場合の口座開設金及び		
備手数料			ステム接続準備手数料については、当該2口座以上の部分の各々につき(2)の料率に		
			準じて得られた金額を20万円に加算した金額とする。		
			(2) 区分口座を開設する場合 ((1)に該当する場合を除く。)		
			1 口座につき 5 万円		
			ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム		
			接続準備手数料については、開設する区分口座1口座につき5万円で計算した金額		
			から5万円を控除した金額とする。		
システム接続準	発行者	システム接続開始に係	5 万円		
備手数料		る処理			
	受託会社としてシステム接続する者	システム接続開始に係	5 万円		
		る処理			
	日銀ネット資金決済会社としてシステム接	システム接続開始に係	5 万円		
	続する者	る処理			
	ただし、既に機構加入者として制度に参加し				
	ている者又は受託会社としてシステム接続				
	している者を除く。				
システム接続料	統合Web端末の全利用者(発行者、機構加	継続的な端末接続によ			
	入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会	るシステム資源利用	数の合計が1以上5以下の部分		
	社)		各ユーザIDに紐付く権限(参加形態)の 1権限につき 月額1千円		
			数の合計が5超の部分		
	ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム	継続的なコンピュー	1 社につき 月額 1 万円		
	接続の全利用者(発行者、機構加入者、受託	タ・システムの接続に			
	会社及び日銀ネット資金決済会社)	よるシステム資源利用			
間接口座管理機	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承	承認 1 件につき 5 万円		
関定額負担金		認処理			
9					

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徵収料·	率	
新規記録手数料 (総発行残高管	発行者	発行から償還までの発 行残高管理	銘柄ごとの月中平均総発行残高について		(年換算)
理手数料)		17/2001	(1)10 億円以下の部分	1円につき	万分の
			(2)10 億円超 50 億円以下の部分	(1)の料率の	0.17円 80%
			(3)50 億円超 100 億円以下の部分	(1)の料率の	60%
			(4)100 億円超 500 億円以下の部分 (5)500 億円超 1000 億円以下の部分	(1)の料率の(1)の料率の	40% 20%
			(6)1000 億円超 5000 億円以下の部分	(1)の料率の	10%
			(7) 5000 億円超 1 兆円以下の部分 (8) 1 兆円超の部分	(1)の料率の(1)の料率の	5% 2.5%

手数料項目	徵収対象者	内 容	徴収料率		
			上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日 た額を月額とする。	の日数を乗じて	て 365 で除し
ISINコード 付番手数料 (証券コード協 議会への支払分)	発行者	証券コード協議会によるISINコード付番 処理に対する支払分		1 銘柄につき	名 400 円
ISINコード 管理手数料 (証券コード協 議会への支払分)	発行者	証券コード協議会によるISINコード管理 に対する支払分	証券コード協議会への支払分のうち固定料金部分 14 万円 最終営業日終了時における取扱銘柄数で按分した金額とす 月額 14 万円×発行者ごとの取扱銀	る。	
銘柄情報公示手 数料	発行者	銘柄内容の提供に係る 処理	不特定多数に内容の提供をする場合	1銘柄につき	200 円
			加入者(銘柄の受益者)に限定して内容の提供をする場合	1銘柄につき	1,900円
振替手数料 渡力	渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容 の異動処理	(1) 異なる機構加入者の区分口座間の振替の場合	1件につき	渡方 50 円 受方 50 円
			(2) 販社外振替情報管理機能を利用する振替の場合	1件につき	渡方 300 円 受方 300 円
			(3) 同一機構加入者の区分口座間の振替の場合	1 件につき	渡方 5 円 受方 5 円
振替(移管)手数 料	渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替(移管)処理に係 る、振替口座簿の記録 内容の異動処理及び通 知の配信		1 件につき	渡方 150 円 受方 150 円
移管連絡手数料	同一の機構加入者を上位口座管理機関とす る間接口座管理機関間における移管連絡申 請を機構に対して送信した機構加入者	移管連絡に係る通知の 配信		1 件につき	150 円
設定連絡手数料	発行者及び受託会社	発行に関する情報の送 受信		1件につき	発行者 5 円 受託会社 5 円
解約連絡手数料	発行者及び受託会社	抹消 (解約) に関する 情報の送受信		1件につき	発行者 5 円 受託会社 5 円
口座残高管理手 数料	機構加入者	保有期間中の振替口座 簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について		(年換算)
			(1)500 億円以下の部分	1円につき	万分の 0.06円
			(2)500 億円超 1000 億円以下の部分	(1)の料率の	80%
			(3)1000 億円超 3000 億円以下の部分 (4)3000 億円超 1 兆円以下の部分	(1)の料率の (1)の料率の	
			(5)1 兆円超3兆円以下の部分	(1)の料率の	
			(6)3 兆円超 6 兆円以下の部分	(1)の料率の	
			(7)6 兆円超 10 兆円以下の部分	(1)の料率の	
			(8)10 兆円超の部分	(1)の料率の	2.5%

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
			上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が2万円に満たない場合の月額は2万円とする。
2. スの休井、ビフ			

3. その他サービス

手数料項目	徵収対象者	内 容		徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付又は振替	振替口座簿記録事項証	Target 保振サイトに	請求 1 件につき 500 円
事項証明書交付	口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた	明書の作成・交付又は	よる提供の場合	ただし、CSV ファイルによる提供を併せて行う場合には、
手数料	機構加入者	振替口座簿記録事項に		請求1件につき500円を加算する。
		係る情報の提供	書面による交付の場合	証明書 1 通につき 500 円
				ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を
				超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える
				部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
				また、送付1件につき、1,000円を加算する。
	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証		証明書 1 通につき 500 円
	利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明	書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に
			当該帳票の枚数が 10	枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄情報照会画面の	照会情報の作成・処理		1 件につき 100 円
	情報照会を行った発行者、機構加入者及び受			
	託会社			
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座残高照会デ	データのダウンロード		1 件につき 100 円
数料	ータ、口座処理明細照会データ、申請進捗管	処理		
	理データ又は銘柄情報照会データのダウン			
	ロードを行った発行者、機構加入者及び受託			
	会社			

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料		
決済未了処理手 数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と なった場合における当該銘柄の発行者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了と なった場合における当該決済に係る買方機	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1件につき	200 円
	構加入者		非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	解約口に記録した銘柄の抹消が未了となっ た場合における当該銘柄の発行者	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1 件につき	200 円
			非DVP決済の場合	1件につき	50 円
	解約口に記録した銘柄の抹消が未了となっ た場合における当該決済に係る抹消 (解約) 申請機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となっ た場合における当該決済に係る発行者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき	50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となっ	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1 件につき	50 円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
	た場合における当該決済に係る抹消(償還)		
	申請機構加入者		

- (注) 1. 統合Web端末の全利用者に係るシステム接続料については、当該月の各営業日における各ユーザIDに紐付く権限(参加形態)の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。
 - 2. ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続の全利用者に係るシステム接続料については、当該月に当該接続を行っていた営業日数に徴収料率を乗じた額を、当該月の営業日数で除した額とする。
 - 3. 新規記録手数料(総発行残高管理手数料)の算出に用いる月中平均総発行残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの総口数に当該 銘柄の1口当たり元本金額を乗じた金額の合計を当該月の営業日数で除した金額をいう。
 - 4. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの口数に当該銘柄の1口当たり元本金額 を乗じた金額の合計額を当該月の営業日数で除した金額をいう。
 - 5. 口座残高管理手数料については、表の徴収料率中のただし書きの適用により月額が2万円とされる機構加入者が当該月に口座を開設又は廃止した者である場合には、2 万円に口座を開設していた営業日数を乗じ、当該月の営業日数で除した額とする。
 - 6. 決済未了処理手数料については、決済未了となった抹消(解約)又は抹消(償還)が償還日翌々営業日以降に再度繰越しとなった場合、繰越しの都度、決済未了手数料 を徴収する。
 - 7. 特例投資信託受益権についても、上記手数料の計算対象に含めるものとする。
 - 8. 振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類(内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(Target 保振サイトによる提供は1件)とする。